

代理人のみによる個人番号カードの受け取りについて

1 代理人のみによる個人番号カードの受け取りが可能な場合

代理人のみによる個人番号カードの受け取りは、本人が病気・身体の障害その他やむを得ない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限られています。本人が交付場所にお越しになれる場合、代理人のみによる受け取りはできません。

なお、本人が15歳未満の方及び被後見人等であるときは、本人が交付場所にお越しになれる場合であっても、法定代理人（親権者・後見人など）が同行する必要があります。

2 代理人のみで受け取る場合の必要書類（コピー不可）

- ・ 交付通知書
- ・ 本人の本人確認書類（※1）
- ・ 代理人の本人確認書類（※2）
- ・ 代理権の確認書類（※3）
- ・ 本人の通知カード
- ・ 本人の住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・ 本人が交付場所にお越しになることが困難であることを証明する書類（※4）

3 本人確認書類について（※1、※2関係）

本人確認書類として認められる書類は下記の2種類に分類されています。

なお、有効期間のある書類の場合は、有効期間内のものであることが必要です。

種類①：住民基本台帳カード（写真付きに限る）、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、仮滞在許可書

【注意】 電子証明書を搭載した個人番号カードの交付を受ける場合、住所や氏名の書き換え（裏書・追記）が行われていない免許証等の書類は、種類①の本人確認書類として認められません。

種類②：「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認めるもの

【例】 健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証、預金通帳、医療受給者証、写真付きでない住民基本台帳カード etc.

(1) 本人の本人確認書類(※1)は、次のいずれかの組み合わせで提示する必要があります。

- ・「種類①」を**2点**
- ・「種類①」を1点および「種類②」を1点
- ・「種類②」を**3点** (うち写真付き1点以上)

【適当な例】

- ・写真付き住民基本台帳カード+パスポート
- ・障害者手帳+健康保険証
- ・写真付き学生証+健康保険証+預金通帳

【不適当な例】

- ・障害者手帳のみ(種類①または②が更に1点必要)
- ・健康保険証+介護保険証(種類①または種類②(写真付き)が更に1点必要)
- ・年金手帳+健康保険証+預金通帳(写真付きのものが1点もない)
- ・通知カード+パスポート(通知カードを本人確認書類として使うことはできません)

(2) 代理人の本人確認書類(※2)は、次のいずれかの組み合わせで提示する必要があります。

- ・「種類①」を**2点**
- ・「種類①」を1点および「種類②」を1点

※本人の本人確認書類では認められていた『「種類②」を3点』は認められません。

4 代理権の確認書類(※3関係)

代理人の種類に応じて必要な書類が異なります。

任意代理人の場合：**委任状**

※交付通知書(はがき)裏面の委任状欄を利用する形でも構いません。

法定代理人の場合：**戸籍謄本など**(発行から3か月以内のもの)

- ・親権者の場合…親子の戸籍謄本(離婚により両親の一方のみが親権者である場合は親権指定の記載がある子の戸籍謄本)
- ・未成年後見人の場合…未成年後見開始の記載がある未成年被後見人の戸籍謄本
- ・成年後見人の場合…法務局が発行する後見登記事項証明書

※代理権付与の審判がされた保佐人・補助人の場合もこれに準じます。

なお、戸籍謄本が代理権の確認書類になる場合において、該当者の本籍が住所地にあるときは、戸籍謄本の提出を省略できます。

5 本人が交付場所にお越しになることが困難であることを証する書類（※4関係）

具体例としては、

- ・ 医師の診断書
- ・ 病院（施設）に入院（入所）していることの証明書
- ・ 本人の障害者手帳（本人が交付場所にお越しになることが困難な障害程度であることが記載されたもの）

などが考えられます。